

座間市教育委員会 3月定例会会議録

1 開会日時 令和3年3月26日（金） 午後1時05分

2 場 所 座間市役所5階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘  
 教育長職務代理者 天野 久美 教育委員 小井田 由美子  
 教育委員 馬場 悠男 教育委員 鈴木 義範

4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 高木 力  
 学校教育課長 野澤 慎 保健給食担当課長 福田 進  
 教育指導課長 小川 雅嗣 教育研究所長 江崎 厚史  
 生涯学習課長 松崎 佳子 図書館奉仕係長 大津久 洋子

5 書 記 古川 武夫 中坪 祐貴

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	1 1	座間市の教員の働き方改革に関する方針の策定について	学校教育課長	承認
2	1 2	座間市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則	学校教育課長	承認
3	1 3	学校教育法施行細則等の一部を改正する規則	学校教育課長	承認
4	1 4	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長	承認
5	1 5	在日米陸軍基地管理本部への回答について	生涯学習課長	承認
6	1 6	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
7	1 7	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	3	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—
2	4	県費負担教職員の人事について	学校教育課長	—

木島教育長 ただいまより、3月定例教育委員会を開会いたします。

なお、本日は飯田図書館長から欠席の連絡を受けております。図書館からは、奉仕係の大津久係長に出席いただいております。よろしくお願いいたします。

お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は3月26日今日一日といたします。

次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に小井田委員と鈴木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

#### <教育長報告>

木島教育長 2月10日(水)定例教育委員会、教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。

2月10日(水)夫婦で同じ趣味展、教育長出席です。市内在住の、写真が趣味の御夫婦、それから絵画が御趣味の御夫婦、併せての作品展をハーモニーホール1階のギャラリーで開催いたしましたので、これを見に行ったものです。

2月15日(月)政策会議、教育長出席です。

2月15日(月)交通安全横断旗寄贈式(株金谷商運及び株クロスロード)、教育長出席です。

2月16日(火)東原小学校学習用端末貸与式、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員出席です。

2月19日(金)市議会第1回定例会開会・提案説明、教育長出席です。

2月22日(月)市議会第1回定例会総括質疑、教育長出席です。

2月26日(金)市議会第1回定例会一般質問、教育長出席です。

3月1日(月)市議会第1回定例会一般質問、教育長出席です。

3月2日(火)市議会第1回定例会一般質問、教育長出席です。

3月3日(水)学校訪問C(座間小学校)、教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。

3月4日(木)定例校長会議、教育長出席です。

3月4日(木)東海大学付属相模高等学校野球部表敬訪問、教育長出席です。

3月8日(月)第12回座間市新型コロナウイルス感染症対策本部会議、教育長出席です。

3月9日(火)学校訪問C(ひばりが丘小学校)、教育長、教育長職務代理者、小井

田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。

3月11日（木）中学校卒業式、教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。

3月12日（金）市郷土資料館整備事業検討委員会、教育長出席です。ここで提言書の受領がございました。

3月12日（金）大型絵本寄贈式（平塚信用金庫）、教育長出席です。

3月16日（火）学校訪問C（入谷小学校）、教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。

3月17日（水）交通安全グッズ寄贈式（座間地区青少年交通安全連絡協議会）、教育長出席です。

3月17日（水）ランドセルカバー寄贈式（座間ロータリークラブ）、教育長出席です。

3月17日（水）市防災会議、教育長出席です。

3月19日（金）小学校卒業式、教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。

3月19日（金）第5回の日本歌曲コンクール本選、教育長出席です。

3月19日（金）学校訪問C（相模中学校）、教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。

3月22日（月）市議会第1回定例会閉会、教育長出席です。

3月23日（火）政策会議、教育長出席です。

3月23日（火）市スポーツ・文化振興財団臨時評議員会、教育長出席です。

3月25日（木）市史編さん審議会委員委嘱式、教育長出席です。

以上です。ただいまの経過報告について、御意見、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、議案の審議に移ります。

議案第11号「座間市の教員の働き方改革に関する方針の策定について」及び議案第12号「座間市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則」については、一括議題といたします。

それでは、提案説明をお願いいたします。

（野澤課長 挙手）

木島教育長 野澤学校教育課長、お願いいたします。

野澤課長     それでは、よろしくお願ひいたします。

5ページを御覧ください。議案第11号「座間市の教員の働き方改革に関する方針の策定について」、座間市の教員の働き方改革に関する方針を別添のとおり策定することについて議決を求めるものでございます。提案理由ですが、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を受け方針を策定するため提案するものでございます。

別添1、「座間市の教員の働き方改革に関する方針（案）」を御覧ください。先日、内容を御確認いただきました。ここでは再度、かいつまんで御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。1番目ということで、「I 「座間市の教員の働き方改革に関する方針」の目的」です。「持続可能な学校運営と座間市の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う。」としています。中ほどにありますけれども、教員の長時間勤務の深刻な実態が明らかとなる中、働き方改革を進めていくことが喫緊の課題となりました。このため、座間市教育委員会では、神奈川県教育委員会が策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を受け、「座間市の教員の働き方改革に関する方針」を策定することといたしました。この方針を基に、座間市教育委員会では、学校に課されている負担を軽減し、働き方改革の総合的な取組を実施していこうと考えております。

次に目標です、3ページを御覧ください。「IV 座間市の教員の働き方改革の目標」ですけれども、1つ目は「時間外在校等時間の縮減」です。「V 教員の時間外在校等時間の上限の設定」の「2 時間外在校等時間の上限の設定」にあるように、1月において45時間、1年において360時間を超えないこととしました。これは、国、県の指針等を踏まえております。次に2つ目ですけれども、「年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定」、3つ目として「座間市立中学校に係る部活動の方針」の遵守」としました。

4ページを御覧ください。これらの目標を達成するために、次の7つの取組を挙げさせていただきました。「VI 働き方改革に向けた取組」というところです。その1つ目ですが、「業務の適正化について」、2つ目として「勤務時間について」、3つ目は「教員の意識改革について」、4つ目として、次の5ページですけれども、「学校を支える人員体制について」、5つ目として「定数改善等について」、6つ目が「労働安全衛生管理について」、そして7つ目ということで、「その他について」をお示しさせていただきました。

最後に、「VII 取組の進捗管理について」ですけれども、「教職員の働き方改革を円滑に進めていくためには、本方針に記載された取組が着実に実施されることが重要です。

座間市教育委員会は本方針を実効性のあるものとするために、現場の声を聴きながら、校長会等と連携して取組の効果を検証し、各取組の進捗を管理し、働き方改革に取り組んでいきます。」としております。議案第11号の説明は以上です。

続いて、議案書の6ページを御覧ください。議案第12号「座間市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則」、座間市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則を別紙のとおり制定する。提案理由ですが、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を受け規則を制定するため提案するものでございます。

7ページを御覧ください。「座間市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則」、まず第1条、目的です。第1条の最後のところにありますように、座間市立学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うことにより、座間市立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的としています。次に第2条、業務量の管理です。いわゆる時間外在校等時間の上限等についてです。1月において45時間、1年において360時間の範囲内とするため、業務量の適切な管理を行うものとしたします。次に第2項ですけれども、第1項の規定にかかわらず、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、(1)1月において100時間未満、(2)1年において720時間、(3)1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月あたりの平均時間について80時間、(4)1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月、の範囲内とするというものでございます。議案第12号の説明は以上です。

議案第11号、第12号について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

木島教育長 ありがとうございます。少し時間をとりますので、もう一度御確認をいただきたいと思います。

(資料確認 4分弱)

木島教育長 それでは、ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

(小井田委員 挙手)

木島教育長 小井田委員、お願いいたします。

小井田委員 方針案の作成、大変ありがとうございます。働き方改革と言われ続けてだいぶ経ちますが、これにより具体的になって、実効性が高められるものということで、期待したいと思います。その中で、感想と意見を少々。これをより具体的、実効性が高められるものとするために、やはり努力しなくてはいけない点が、学校側、そして行政側にあるのではないかと思います。まず学校側、現場では大変曖昧になりやすい部分かと思えます。現場の教職員は、教育に対する情熱が高いほど、そこをやってしまうと。時間内でもやってしまう、家にも持ち帰る、そういう教員がいるんですね。その学校現場の中で、好意的な業務、と私はあえて言ってしまうのですが、好意的な業務がイコール良いことだと、そういう意識がまだ現場にはあるのかな、というふうに思っています。例えば教材研究なり、子どもへのノートを丁寧にみる、そういう部分です。好意イコール善なんですけれども、改革を進める上ではその辺りが一番の足枷になるのかな、というふうに思っています。ですので、学校サイドの努力工夫としましては、学校運営の一層の効率化を目指すことが大事かと。会議、行事、その辺りも精選して、在校時間に必要とされる業務、だけではなくてプラスアルファ、全てが納まるような時間を確保していくような、そういうところが必要かな、というふうに思っています。学校側としましては、それが一番かと思えます。こういう関係はだいぶ前から言っているのですが、教育に熱心な人ほどその辺りオーバーしやすいですね。

あと行政の方ですけれども、4ページの「1 業務の適正化について」というところで書いてあります、依頼する調査や照会について、整理統合や精選等を行うということ。それから国や県の調査についても負担軽減に向けて、引き続き要望、ということですね。これはぜひやっていただきたいと思えます。だいぶ少なくなっているとは思いますが、紙ベースでなくても、電子で大丈夫というようなものは、まだあるのだろうと思えます。私が現職のときに、年間指導計画、一つひとつ教科ごとに印刷し、それを何部か指導課へ送ったという、そういうのがやはり学年始めとしては一番大きな業務だったかな、というふうに思っていますので。

それから、ぜひこれは行政の力が必要だと思うのは、保護者、地域との周知理解ですね。「1 業務の適正化について」の3つ目に「お知らせを作成します。」と書いてありますが、これは本当に力を入れてやっていただきたいと思えます。1枚の紙のお知らせだけではなくて、ホームページにインパクトのあるようなコーナーを作るとか。学校というのは、「業務以外ですから受け付けられません。」というわけにはいかず、声が上がるとそれを丁寧に取扱うという、そういう学校ならではのものがあるのですが、その辺りをサポートするためにも、保護者、そして地域への周知、理解、これは絶対に不可欠ですので、ぜひ行政の方でやっていただきたいと思えます。あと市P

連との協働もありますね。PTAの方から回していただくとか、そういう方法もあると思います。留守番電話など、だいぶ前に始めた学校もありますが、特に大きな混乱はなかったということで、事前、それから事後にも丁寧な説明があつて、理解をしていただきながら進めていたと思いますので、その辺り、学校と行政が歩調を合わせてやっていただけると嬉しいです。

それから一点質問なんですけれども、ストレスチェックというのは、今もやっているのでしょうか。

野澤課長 はい。実施しております。

小井田委員 やっているんですね。わかりました。これは本当に継続してやっていただきたいです。学校訪問等で、心の病を持っていらっしゃる教員もいるということを知ったりもしますので、人員配置なりでサポートしていただきたいと思います。以上です。

木島教育長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(馬場委員 挙手)

木島教育長 馬場委員、お願いいたします。

馬場委員 方針(案)の3ページで、「教員の時間外在校等時間の上限の設定」というのがありますね。突発的な、通常予見できないようなことが起きた場合に、1か月100時間、1年で言うと720時間とありますが、これ実際には1日当たり4時間とか5時間になりますよね。これは、神奈川県の方針に基づいているということですが、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」の方でも、こういう記載があるのですか。

(野澤課長 挙手)

木島教育長 野澤課長、お願いいたします。

野澤課長 はい。同様のものとなっております。

馬場委員 これ、こんなことやめませんか。むしろ、本当は突発的なことがあつたら1月において45時間とか、1年に360時間くらいで、普通はこの半分くらいに抑えておかないと。これやっぱりまずいですよね、こんなに長い時間。普通、勤務時間17時ま

ですよね。まあ最大3時間でしょう、20時に帰るくらいじゃないと。これが21時、22時になったら、睡眠時間が4、5時間くらいになってしまう可能性がありますよね。私、高校の先生で親しい人がいるんですけども、3時間、4時間の睡眠でやってると言っているんですよね。本当にぼろぼろになってやっています。これ、神奈川県 の指針に従わなければいけないんですか。

木島教育長 この辺り、説明をしていただけますか。

野澤課長 この時間外在校等時間というのは、いわゆる通常の時間外勤務、命令に基づいて時間外の勤務をするものとは少し違うものとして考えられています。教員なので、先ほど小井田委員がおっしゃっていましたが、好意的な、自分が進んで仕事をしている、というような意味合いなので、いわゆる時間外勤務とは少し違う形なんです。ですので在校等時間外という言い方をさせてもらっているんですけども、勤務時間以外に教員が自主的に、こういう言い方で逃げてしまっているところもあるんですが、自主的に仕事に取り組んでいる時間を、せめて月45時間くらいにしましょう、というのが基本形です。ただ、やはり様々なことがありますので、そういう部分に対応できるとしたら、本当の上限は100時間ということで、均していったときには80時間を超えないように、となっているので、毎月のように100時間を超えるということについては、違反ということになります。飛び出ても100時間、平均で言っても80時間、通常の基準としては45時間、という形で、必ずしも100時間を認めているわけではないので、ある程度これに準ずる形で進めさせていただきたいとは思っております。

馬場委員 現場の先生方の御意見はどうなんでしょう。

野澤課長 実は、この時間外在校等時間の縮減に向けて、時間外の時間を管理するためのソフトを昨年度末に導入し、今年度の9月からは、学校からの報告もいただいているところです。それを見ますと、45時間以内に収まっている方の方が割合としては多いです。また、その取組を始めたことによって、自らの働き方、効率よく働けているのか、もしかしたら無駄な時間を過ごしてしまっているんじゃないか、というところを振り返る良い機会になったという報告も受けていて、在校等時間の縮減に向けて一歩ずつではあるけれども、先生方の意識が変わってきているという報告をいただいています。ですので今の学校現場が、無尽蔵に時間があって、その時間を自由に使って自分の教育に向けた取組、教育活動を進めれば良い、という雰囲気ではなくなってきているようなので、少しずつですけども働き方も変わってきているのかな、と認識している

ところです。以上です。

馬場委員 わかりました。いずれにせよ、先生方の心身両面の健康、良好に保てるようお願いしたいと思います。

木島教育長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

先ほど小井田委員からもお話がありましたが、この周知のしかたが大事ですね。座間市の指針ができたこと、それをどのように、管理職であるとか現場の先生方、そして保護者、そういう方たちに伝えるか。もっと学校が頑張れば良いんじゃないのと言う保護者の方や地域の方もいますので、学校は今こういう現状だという、そしてこれが座間版の指針だというところを、きちっと伝えていく。というのは、教育指導課で「座間市立中学校に係る部活動の方針」というのを出して、各中学校が方針を守っていただいて、管理職の方もよく御指導いただいているという流れができています。座間市は、そういうふうに各小中学校きちっとそれを守っていこうというところが教職員の中にもありますから、そういうことを良い方向にうまく持って行けるよう、また4月以降の中でぜひお願いしたいと思います。

他に御質問等もないようですので、議案第11号及び議案第12号は承認することによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第11号及び議案第12号は承認いたします。

続きまして、議案第13号「学校教育法施行細則等の一部を改正する規則」について、提案説明をお願いいたします。

(野澤課長 挙手)

木島教育長 野澤学校教育課長、お願いいたします。

野澤課長 それでは、8ページを御覧ください。議案第13号「学校教育法施行細則等の一部を改正する規則」、学校教育法施行細則等の一部を別紙のとおり改正する。提案理由は、様式の改正をいたしたく提案するものでございます。

9ページを御覧ください。こちらにございますとおり、第1条で「学校教育法施行

細則」の一部を、第2条で「学校教育法施行細則の一部を改正する規則」の一部を改正するものとなっております。

具体的な改正内容を説明させていただく前に、ここまでの経過についてお伝えいたします。前回、令和3年2月10日の定例会におきまして、「学校教育法施行細則の一部を改正する規則」について議決をいただき、2月22日付けで公布いたしました。その内容としましては、第26号様式、小学校児童指導要録、第28号様式、中学校生徒指導要録などを改正するもので、小学校の指導要録については規則の公布の日から、中学校の指導要録については4月1日から施行する、というものでございました。つまり本日時点では、小学校の指導要録の改正は既に施行されている一方、中学校の指導要録の改正は施行前、という状態でございます。そのような状態の中、2月定例会の後、2月19日付けで文科省から通知が発出されまして、小学校、中学校、それぞれの指導要録について、4月1日から改める必要が生じました。そこで、小学校の指導要録を改正するために「学校教育法施行細則」の一部改正を行い、中学校の指導要録を改正するために、2月22日付けで公布いたしました「学校教育法施行細則の一部を改正する規則」の一部改正を行おう、というものでございます。これにより、4月1日からは、小学校、中学校いずれの指導要録も、新しい様式でスタートできることとなります。

それでは、具体的な改正内容を説明させていただきます。今回の一部改正のきっかけといたしましては、先ほど申し上げました文科省からの通知でございます。オンラインを活用した特例の授業を実施した場合等に、その実施日数や参加日数等を、指導要録に記録するように求めるもので、その運用は令和3年4月1日から始めることとされております。この通知を受けまして、小学校、中学校それぞれの指導要録に、別記様式を追加いたします。資料10ページから13ページまでが小学校の指導要録です。新たに追加いたしますのが、13ページ、左上に「様式2（指導に関する記録）別記」と示してあるものです。この別記様式を追加するほかには、現行の様式から変更はございません。続いて、中学校の指導要録ですが、こちらは新旧の様式をお示ししております。14ページから16ページまでが、4月1日から施行される内容です。これを、17ページから20ページまでの内容に改める、というものでございます。新たに追加いたしますのが、20ページの別記様式でございます。こちらも小学校同様、別記様式を追加するほかには変更はございません。最後に、21ページから24ページまでは、中学校の指導要録の新旧対照表となっております。

議案第13号の説明は以上です。よろしく願いいたします。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

(小井田委員 挙手)

木島教育長 小井田委員、お願いいたします。

小井田委員 オンラインを活用した特例の授業ということですが、これは全児童が参加すること、これが前提でしょうか。

(小川課長 挙手)

木島教育長 小川教育指導課長、お願いいたします。

小川課長 文科省の通知文書を見ますと、昨年の3月、4月、5月というように臨時休業で全員が学校に来れないような状況の場合には、基本的には全員を対象としてオンラインでの授業であるとか、あるいは授業まではいなくても、全員がホームルームのような形で顔を合わせて健康観察をしたりだとか、そういったものに当てはまる部分とですね、学校はやっていてほとんどの子は来ているんだけど、中には、コロナのことが心配なので学校には行けないとか、あるいは特に病弱なお子さんでお医者さんからも今の状況では学校には行かない方が良いと言われているような子について、それはもう個別であったり、オンラインで対応するようなケースと様々考えられるかなというふうに思っています。ですので、その状況に応じて、この記載についても考えていくようになるかと思えます。

小井田委員 わかりました、ありがとうございます。

木島教育長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

木島教育長 他に御質問等もないようですので、議案第13号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第13号は承認いたします。

続きまして、議案第14号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、提案説明をお願いいたします。

(安藤部長 挙手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 それでは、資料25ページを御覧ください。議案第14号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙の教育関係予算案に関し、異議のない旨を申し出ることについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。提案理由は、令和2年度座間市一般会計補正予算について提案するものです。26ページは、市長からの意見聴取に関する文書です。これに対し、27ページのとおり、異議なしと回答しました。

それでは、補正予算の内容について御説明します。初めに歳入です。28ページNo.1の小学校費補助金556万2,000円の増額及びNo.2の中学校費補助金303万2,000円の増額は、国の感染症対策及び学習保障等に係る補助金の活用に伴う増額です。歳入の説明は以上です。

続いて歳出です。29ページを御覧ください。No.1の小学校総務一般管理経費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）の消耗品費521万4,000円の増額及びNo.2の郵便料3万円の増額は、感染症対策に必要な消耗品の購入、保護者等との連絡体制の強化のための増額です。

No.3、小学校備品整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）のその他備品購入費137万6,000円の増額は、感染症対策に必要な備品の購入のための増額です。

No.4、小学校教育振興教材整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）の消耗品費165万8,000円の増額は、学習保障に必要な消耗品の購入のための増額です。

No.5、小学校義務教育教材整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）の学校用教材備品購入費285万5,000円の増額は、学習保障に必要な備品の購入のための増額です。

No.6の中学校総務一般管理経費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）の消耗品費180万1,000円の増額及びNo.7の郵便料2万1,000円の増額は、感染症対策に必要な消耗品の購入、保護者等との連絡体制の強化のための増額です。

No.8、中学校備品整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）のその他備品購入費220万円の増額は、感染症対策に必要な備品の購入のための増額です。

No.9、中学校教育振興教材整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）の消

耗品費43万5,000円の増額は、学習保障に必要な消耗品の購入のための増額です。

続いて、30ページを御覧ください。No.10、中学校義務教育教材整備事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）の学校用教材備品購入費の161万4,000円の増額は、学習保障に必要な備品の購入のための増額です。

歳出の説明は以上ですが、本補正予算の内容を簡潔に御説明すると、国の補助金を活用しながら、小中学校で使用する消毒薬などの消耗品の購入や3密を避けるための学習用教材の整備、これらを行うための補正予算の計上ということです。

続いて31ページを御覧ください。繰越明許費についてです。ただ今御説明した一覧表にある8つの事業は、令和2年度内の事業執行が困難のため、令和3年度に繰越して事業執行します。

議案第14号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 この1年、学校は大変厳しい状況だったんですが、国からの補助金を市の教育委員会がうまくキャッチして、補正予算等の対応をしながら、確実に各学校に物を送り込む、ということが今年度はずいぶんできたのではないかと思っていて、これはやはり事務局側の努力の賜物だなというふうに思っているところです。学校訪問等に行っても、各学校の教頭先生や事務職の先生から「ありがとうございます。」というようなお声をいただくことが大変多かった1年だなというふうに思っています。

それでは、御質問等もないようですので、議案第14号は承認することよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議等ないので、議案第14号は承認いたします。

お諮りします。議案第15号から報告第4号までは、在日米陸軍の機密事項に関する案件及び人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議なしと認め、議案第15号から報告第4号までは非公開といたします。

(議案第15号「在日米陸軍基地管理本部への回答について」から報告第4号「県費負担教職員の人事について」までは非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和3年4月14日(水)午前9時30分から教育委員会室で開催します。

以上で3月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

(午後2時16分閉会)